

雨水貯留浸透施設 補助制度のご案内

補助対象となる施設

浄化槽転用施設

公共下水道への接続や自宅の増改築により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する施設

雨水貯留施設

雨樋を経て雨水を貯留する貯留量が100ℓ以上の施設

雨水浸透施設

敷地内に降った雨水を浸透枳で地下に浸透させる施設

補助金額

施設の材料費と設置工事等の費用（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1の額
ただし、上限額は次のとおり。

種類	容量区分	1基あたりの上限額	合計の上限額
雨水貯留施設	100ℓ以上200ℓ未満	25,000円/1基	100,000円まで (雨水貯留施設、 雨水浸透施設合わせて)
	200ℓ以上500ℓ未満	40,000円/1基	
	500ℓ以上	60,000円/1基	
雨水浸透施設		15,000円/1基	150,000円まで
浄化槽転用施設	3㎡未満	75,000円/1基	
	3㎡以上10㎡未満	100,000円/1基	
	10㎡以上	150,000円/1基	

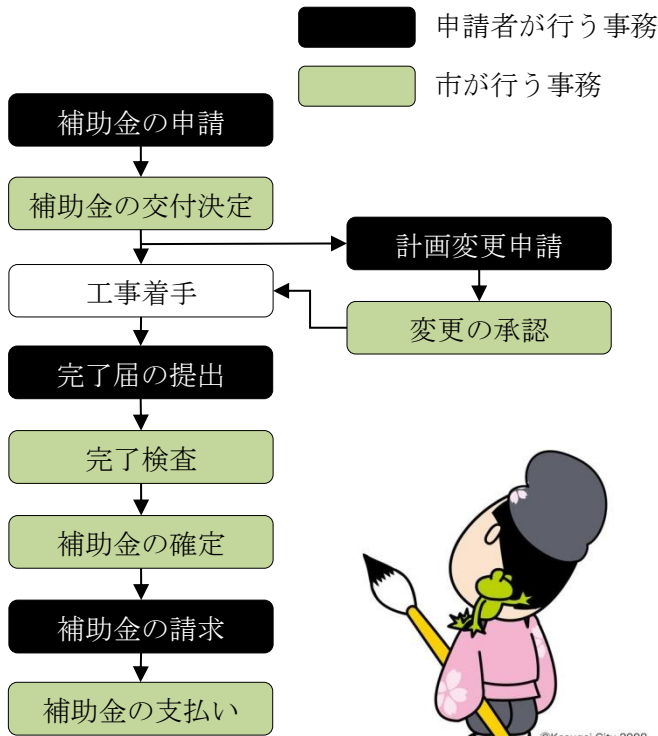
※申請者自ら設置したときは、材料費（人件費に類する支出を除く。）を材料費及び設置工事等の費用とみなす。

補助の対象とならないもの

- ✓ 補助金の交付決定前に設置したもの
- ✓ 雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱に定めた技術基準を満たさないもの
- ✓ 同一年度内に既に雨水貯留浸透施設設置補助金の交付を受けている申請者からのもの
- ✓ 春日井市雨水流出抑制施設設置指導要綱の規定により設置に係る指導の対象となる施設
- ✓ 特定都市河川浸水被害対策法により設置するもの
- ✓ 本補助金以外の補助金を受けたもの又は移転補償金を受けるもの
- ✓ 売買等を目的とした土地又は建築物に設置するもの
- ✓ その他春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱に定めるもの



補助金交付の流れ



技術基準（抜

（雨水貯留施設）

- ①害虫等が発生しない密閉構造とすること。
 - ②オーバーフロー管等により容量以上の貯留防止を講じること。
 - ③蛇口等により排水を容易にできる構造であること。
 - ④貯留槽内部の清掃用ドレン口を講じること。
 - ⑤雨水を屋根等から集水する雨樋に接続していること。
- 施設の貯留容量は、100ℓ以上であること。ただし、複数の施設を連結する場合は、その合計の容量を1施設とみなす。

（雨水浸透施設）

- ①浸透施設の内径又は内りは、30cm以上とすること。
- ②砕石層は浸透桝外部から10cm以上設けること。また、砕石は浸透施設の有孔径より大きく空隙率が高いものとする。
- ③排水管の土被りは原則20cm以上とすること。
- ④排水管の口径は10cm以上、勾配は1/100以上とすること。
- ⑤浸透施設には、泥溜めを15cm以上設けること。
- ⑥土砂の砕石内への流入防止のため、透水シート等を設けること。
- ⑦砂は砕石の下に5cm以上設けること。

（浄化槽転用施設）

- ①雨樋から浄化槽転用施設まで流入管を接続すること。
- ②貯留した雨水を汲み上げるポンプや散水用の水栓は、固定式のものをつけること。また、水栓柱等には「雨水」と表示すること。
- ③ポンプ用電源は、防雨型や漏電防止型のものをつけること。
- ④フィルター、ネット等により、ゴミの混入を防ぐこと。
- ⑤浄化槽内の仕切り板は、強度不足となることから撤去しないこと。
- ⑥浄化槽内の仕切板には、底部から約5cm程度上に横20～25cm、縦15～20cm程度の穴を開けること。
- ⑦排水管を側溝、雨水桝等に接続し、容量以上の貯留防止を講じること。

提出書類一覧

		雨水貯留施設	雨水浸透施設	浄化槽転用施設
申請時	交付申請書	第1号様式		
	状況概要書	○	○	○
	位置図	○	○	○
	見積書写し	○	○	○
	配置図	○	○	○
	配管図	-	○	○
	断面図	-	○	-
	構造図	○	○	○
	写真（施工前）	○	○	○
	誓約書	○	○	○
	登記簿等の写し等	○	○	○
※賃借契約書の写し	○	○	○	
※同意書	○	○	○	
変更時	変更承認申請書	第3号様式		
	添付書類	○	○	○
完了時	実績報告書	第5号様式		
	写真（施工中）	-	○	○
	写真（完了後）	○	○	○
	領収書の写し	○	○	○
請求時	請求書	○	○	○
	委任状	※請求者と振込先名義人が異なる場合のみ必要。		

※賃借の場合は、賃借契約書の写しと同意書も必要です。

